

議会だより

KIJO

令和6年9月議会

No. 146

発行所：宮崎県木城町議会
発行日：令和6年10月18日
印刷：有限会社 ふくしげ印刷

1 **どんぐり保育園運動会 9/14**



1 **めばえ保育園運動会 9/29**



1 **のゆり保育園運動会 10/5**

第5回 木城町議会臨時会

令和6年第5回臨時会は、7月16日の1日間の会期で開催され、一般会計補正予算が提案・可決されました。

一般会計の補正内容は、2件ありました。

1件が所得税・個人住民税を定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）事業対象者確定による事業費の追加となります。

■低所得者支援及び定額減税補足給付金
(1,154万円)

もう1件は、議会において行われた処分・行為等に起因している損害賠償請求事件に伴う弁護士業務等委託料です。

■弁護士業務等委託料 (140万円)

【弁護士委託料について】

議員は特別職の非常勤職員という性質（身分）のためその行為は、国家賠償法第1条にあたることから、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた時は、公共団体である町がこれを賠償することになります。

令和5年度 一般会計決算

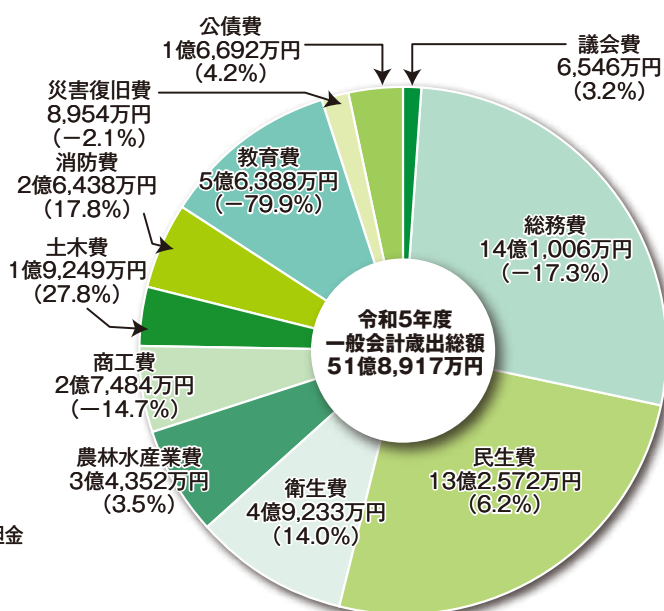
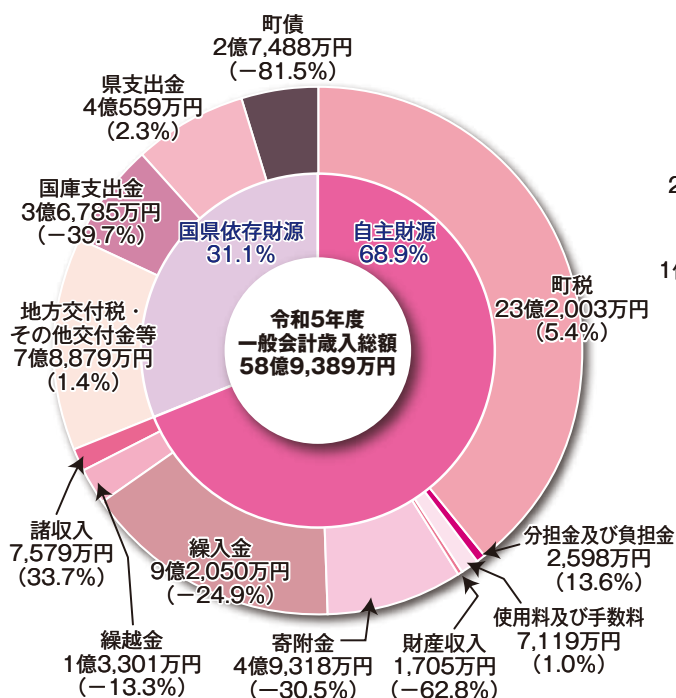
歳入 58.9億円 (前年度比18億6千万減)

歳出 51.9億円 (前年度比23億4千万減)

※ 1千万円未満は四捨五入

令和6年第6回定例会は、9月6日から8日間の会期で開催され、令和5年度一般会計及び特別会計の決算認定、令和6年度一般会計補正予算など町長より提案されました全19議案を認定、可決同意としました。

令和5年度 歳入・歳出決算円グラフ



(※千円の位を四捨五入のため、総額は一致しません。)

令和5年度 一般会計歳入歳出決算について

令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定（全6件）については、9名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して、町長等及び担当課長に資料の提出と出席を求め、本会議場にて慎重な審議を行いました。

決算審査とは、予算執行の結果を総合的に確認・検証して予算効果と行政効果が発揮されているか、また、町の財政状況の実態を確認し、健全化及び適正化が図られているかを判断するための審査です。

さらに、各上下水道の特別会計が令和5年度より公営企業会計に代わりしました。これに伴い、今年度より各上下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての2件が新たな議案となっています。

令和5年度一般会計の歳入決算総額は、58億9,389万円、歳出決算総額は51億8,918万円です。

一般会計における歳入の財源構成は、自主財源68.9%、国県依存財源は31.1%で、町債(町の借金)の現在高は30億440万円で、町民一人当たりで換算すると約63万円です。各会計の決算書のほか、監査委員による審査意見書や主要事業成果表などの資料を参考に、執行部に対して質疑を行いました。

質疑においては、決算における予算残額についての質問がありましたが、それぞれ各事業における事業執行の残金でありました。

【決算認定】

歳入は、自主財源の主な財源、歳出は、主要な事業について記載しています。

【歳入】（万円未満は四捨五入）

《町税》

■町民税 【1億5,900万円】

・個人 1億4,503万円

・法人 1,396万円

■固定資産税 【21億1,586万円】

■軽自動車税 【2,476万円】

■町たばこ税 【2,041万円】

《分担金及び負担金》

■保育料等負担金 【1,008万円】

■養護老人ホーム入所者等負担金 【571万円】

《使用料及び手数料》

■住宅使用料 【5,306万円】

《寄付金》

■一般寄付〔ふるさと納税〕

【4億8,919万円】

// 〔企業版ふるさと納税〕

【330万円】

※自主財源は、町税が1億1,963万円増えているが、寄付金（ふるさと納税等）が2億1,613万円減っている。歳入決算額は対前年比で24.0%の収入減となりました。

【歳出】（万円未満は四捨五入）

総務財政課関係

■物価高騰対応重点支援給付金事
【6,653万円】

物価高騰による家計負担軽減を図るため、町民生活支援として1世帯あたり3万円が支給された。（2,204世帯）

■消防団第6部機庫改築工事 【3,330万円】

老朽化している消防団第6部（中原高台地区管轄）の消防機庫を改築し、備蓄倉庫も併設しました。

地域政策課関係

■小規模事業者経営支援補助金【1,814万円】

新規起業を目指す事業者に対して資金面から経営支援することができた。（7件）

■川原自然公園交流拠点施設整備事業解体工事
【1,626万円】

川原自然公園のリニューアル工事に向けて、既存の建物を撤去する工事を行いました。

町民課関係

■健康教室委託事業 【187万円】

健康教室を開催することで高齢者の介護予防自立支援につながるとともに、高齢者の生きがいや居場所づくり、コミュニティ維持の一助となっている。(参加者延べ597人)

■ゼロカーボンフェスティバル 2023in きじょう 【337万円】

石原良純氏の講演や太陽光発電教室等の開催により町民がゼロカーボンに対する意識の高揚及び自発的な活動の促進を図ることができた。

福祉保健課関係

■敬老の日大会事業及び敬老年金支給事業 【818万円】

長寿を祝福し、町民の敬老意識の高揚を図ることができた。

■乳幼児及び児童医療費助成事業 【2,267万円】

医療費を未就学児から高校卒業程度(18歳)まで全額助成することによって、子育て世帯の医療費負担軽減と子育て支援に寄与することができた。(助成件数10,027回)

環境整備課関係

■町道改良等事業 【4,332万円】

道路排水路の整備や舗装打替え等の実施により、安全円滑な道路整備が図られた。

産業振興課関係

■農林畜産業物価高等緊急支援事業給付金 【1,140万円】

原油や資材等の物価高騰による農林畜産業経営の影響緩和の支援ができた。(131件)

■新規就農者支援事業 【508万円】

国の事業に該当しない親元就農者や国給付事業が終了した認定新規就農者に対して経営の安定を図ることができた。

教育課関係

■旧木城小中学校校舎解体事業 【1億8,384万円】

義務教育学校整備のため、旧木城小中学校の解体工事を行った。

■義務教育学校海外派遣事業 【449万円】

義務教育学校後期課程生徒を台湾に派遣して異文化の交流体験を通じて国際的視野を持った青少年の育成に大きな効果があった。(15名参加)

(単位：千円／千円未満は四捨五入)

特別会計決算 (単位千円：千円未満四捨五入)		R5年度	R4年度	増 減
国民健康保険事業	歳入	666,208	758,438	-92,230
	歳出	643,671	738,902	-95,231
介護保険 (保険事業、サービス事業)	歳入	773,120	762,328	10,792
	歳出	754,718	750,520	4,198
後期高齢者医療	歳入	71,485	69,149	2,336
	歳出	71,145	68,837	2,308

(単位：千円／千円未満は四捨五入)

企業会計決算 (単位千円：千円未満四捨五入)		R5年度	* 令和5年度より、公営企業会計へ移行
簡易水道事業	収益的収入	152,172	
	収益的支出	119,102	
下水道事業	収益的収入	307,429	
	収益的支出	287,091	

総務常任委員会 審査報告

【一般会計補正予算】 (総務財政課)

- ◎自転車用ヘルメット購入費助成金 【69万円】
自転車用ヘルメットの着用推進のために、ヘルメット購入費用の半額（上限3,000円）を助成する費用です。（SGマーク等、安全基準をクリアしている物が対象です。）

(福祉保健課)

- ◎新型コロナワクチン接種委託料 【837万円】
新型コロナワクチン接種費用について国が標準単価を示したことによる、費用の増額です。（国からの補助金が充てられています。）

産業文教常任委員会 審査報告

【一般会計補正予算】 (教育課)

- ◎みどりの杜木城学園防災用おりたたみ式ヘルメット購入 【224万円】
みどりの杜木城学園の児童・生徒、教職員及び来客者用の防災用おりたたみ式ヘルメット592名分の購入費用です。

(環境整備課)

- ◎岸立団地塗装工事 【558万円】
当初、外装塗装のみを予定していましたが屋根面塗装を追加するものです。
(国から45%の補助)

令和6年 第6回定例会（9月）（全員一致で可決）

◆全員賛成で承認・可決した議案等

◇令和5年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
◇令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
◇令和5年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
◇令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
◇令和5年度木城町簡易水道事業会計決算認定について
◇令和5年度木城町下水道事業会計決算認定について
◇令和5年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
◇令和5年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
◇木城町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
◇木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
◇令和6年度木城町一般会計補正予算（第4号）
◇令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
◇令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
◇令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
◇令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
◇令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第2号）
◇人権擁護員候補者の推薦について
◇人権擁護員候補者の推薦について
◇令和6年度木城町一般会計補正予算（第5号）

【住民監査請求報告】

杉田 博 氏、牛田 宏 氏より、福祉保健課事業である認知症カフェ事業（指定を受けた団体が、公民館や事業所において認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進する事業）に対して、監査請求が令和6年7月12日に監査委員会に提出されました。

1. 請求の要旨

- ①木城町認知症カフェ事業の委託先4団体の申請状況を見ると、2団体（株式会社REPLUS、オレンジカフェ友愛クラブ）の受付を確認できる受付印はなく、決裁すべき回覧もしていない、だれがこの事業者をいつ承認したのか不明のまますすめられ、公的資金が支払われている。
- ②各事業所の報告書において、オレンジカフェたかじょうは20通中8通が決裁の回覧がなく、オレンジ友愛クラブも13通中10通、株式会社REPLUSは21通中10通、木城町社会福祉協議会は9通中8通決裁の回覧がない。
- ③事業要綱第4条により、相談業務に対応できる者として、医療又は介護の専門職を1名以上配置することとなっているが、オレンジカフェたかじょうとオレンジカフェ友愛クラブは組織内に専門職を配置していない。外部専門家による取り組みを行っているが、オレンジカフェたかじょうは、開設以来20回開催のうち10回のみ、オレンジカフェ友愛クラブは開設以来13回開催のうち10回しか外部専門家を配置していない。
- ④事業要綱第9条に「法人等は、事業実施後、事業内容等を木城町認知症カフェ事業実施報告書（様式第3号）により翌月10日までに町長に提出しなければならない」と規定されているところ、オレンジカフェたかじょうは、期限内に提出されていない。
- ⑤事業要綱第5条に「法人等は、事業利用者から料金を徴収しないものとする」と規定されているところ、オレンジカフェたかじょうは、第1回の認知症カフェ事業から地区外の参加者から1人100円を徴収している。報告書を見れば、明確に要綱に違反していることはわかるが、そのような違反行為に対する改善指摘もなく、現在も継続しており、あまりにもだらしなない管理体制である。
- ⑥事業に係る経費等について、事業を実施した場合、町より委託料として1万円が支払われる。かかる経費（実費）が1万円以下であっても、1万円が支払われており、町民としては残金について疑念を抱く。公民館運営補助金と比較して、事業を行わなかった場合等は補助金を返還することになり、この事業との不公平性を感じる。
- ⑦オレンジカフェたかじょうを視察した。併せて、公文書公開開示請求を行い、組織の会則を確認したが、内部統制が機能しておらず、組織ではなく個人の活動ととらえると政治活動を主たる目的としないことの条文に抵触している。

①～⑦のように、様々な問題が発生しているにも関わらず、福祉保健課は調査することもなく、放置していることに大きな問題がある。福祉保健課長以下担当職員の関係者は、管理監督の立場にありながら、このような問題を処理解決せず、今日に至っていることは職務怠慢と考える。当然、懲罰の対象であり、懲罰は必要である。また、この事業に取り組んでいる組織に対し、要綱違反があったときから遡り、今まで支払われた助成金の返還を命じ、今後の事業継続を中止すべきである。

2. 要件審査

(1) 請求の要旨①～⑥について

地方自治法第242条第1項の規定に合致していると認められる。一方で同法242条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。証拠書類として提出されたものには、1年を経過しているものも含まれているが、その理由についての記載がない。

(2) 請求の要旨⑦について

地方自治法第242条第1項の規定では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員についての違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めることとされている。請求の要旨⑦については、事業者オレンジカフェたかじょう内部のことを問題として取り上げている。

したがって、請求の要旨①～⑥については、住民監査請求の対象となる令和5年4月から令和6年3月の1年間について監査を実施することとし、請求の要旨⑦については、住民監査請求の対象とはならないため、これを却下する。

3. 監査の実施

地方自治法242条第1項の規定に基づく監査請求の対象となる行為は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。本件請求において請求人は、「木城町認知症カフェ事業について、取り組んでいる組織は要綱違反をしており、その問題に対し福祉保健課は調査することなく、放置していることに大きな問題がある」と主張しており、財務会計上の行為である公金の支出自体の違法性ではなく、公金の支出の原因となる行為である本件事業自体の違法性を主張している。

先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた財務行為の行為自体が違法となるのは、先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限られると解するのが相当であるとされている（平成4年12月15日最高裁判決参照）。

そこで、本件事業に対する公金の支出自体の違法性だけでなく、本件事業について、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由があるかどうかについても監査を実施することとした。

令和6年8月19日に総務財政課長、福祉保健課長、介護高齢者係長及び介護高齢者係の陳述を聴取し、令和6年8月22日に請求人の陳述を聴取した。また、令和6年9月2日に関係人聴取及び関係帳簿・通帳等の確認を行った。

4. 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。監査の結果、次の事実を認定した。

(1) 請求の要旨①について

木城町認知症カフェ事業については、申請が上がってきた事業者等について起案書にて決裁を行っている。契約締結伺いその起案決裁後に委託契約締結後、契約締結報告まで事務は適正に行われていることを確認した。（起案書を含む関連書類にて確認済み）よって、不当ではない。また請求人は陳述の場において、事業実施要項第2条「町長は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体（自治公民館を含む。）に事業の実施を委託することができる」について、オレンジカフェたかじょう及びオレンジカフェ友愛の代表が当時の公民館長でも何でもないと主張されたが、これは、団体には自治公民館を含むという意味で書いてあるのであって、自治公民館に限定したものではない。現に、オレンジカフェたかじょう及びオレンジカフェ友愛については、地域の有志が集まって組織した団体であり要綱違反とはいえない。

(2) 請求の要旨②について

報告書については、当初報告書を課内で回覧したものをコピーし支出帳票に添付していた。支出帳票に報告書を添付し支出帳票決裁と同時に回覧とすることを可としていた。財務会計上の問題はなく、毎月の例月現金出納監査においてもその支出に問題が見られたこともなく、よってこれは不当な支出ではない。

(3) 請求の要旨③について

オレンジカフェたかじょうは、団体内に専門職がないので地域包括センター等への外部依頼で実施していたが、コロナ感染症等の影響もあり、毎月配置できるような状況にはなかった。オレンジカフェ友愛については、福祉保健課から承認された福祉施設職員が従事しているということであった。配置について外部依頼していたが、やむを得ず配置できなかった部分についてまでは不当とはいきれない。

(4) 請求の要旨④について

令和5年度、実施報告書が期限内に提出されていない件数は、株式会社RE-PLUS3件、オレンジカフェたかじょう3件、木城町社会福祉協議会1件であった。期限を過ぎた団体には、担当から報告書が未提出の旨連絡をしていたことを確認した。よって請求人のいう指摘指導していないとは言えず、不当ではない。

(5) 請求の要旨⑤について

オレンジカフェたかじょうについて、参加者からの1人100円徴収について聴取を行った。オレンジカフェたかじょうは、認知症カフェ事業を町地区公民館で実施しており、その際の取り決めで公民館使用料として1,000円/月・回を支払うことになっている。地区内の住民は公民館使用料が無料であるので、地区外からの参加者からのみ1人100円を公民館使用料として徴収していた。徴収簿も管理されていた。公民館使用料として徴収し、オレンジカフェたかじょうの会計に計上してあるが、要綱第5条に「法人等は、事業利用者から料金を徴収しないものとする。」と明記してある以上、不適切である。

(6) 請求の要旨⑥について

本事業は認知症カフェ事業を法人等団体で実施するための委託事業であり、請求人が主張する補助金や助成金とはその性質が違う。福祉保健課が委託料を1万円とした積算根拠は以下の通り。人件費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、その他関係費用。

毎月の報告書には、要した経費としての金額の記載があったが、そのことについて関係人聴取を行った。すべてが需用費と使用料のみの計上であり、多くの事業所が少ない経費で運営していることを確認した。人件費についてはどの事業所も計上しておらず、ボランティアで実施している。

地方財務実務提要（地方自治制度研究会）によれば、委託業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、委託業務が適正に執行されるならば、経営努力の結果、受託者に余剰が生じるとしても、それはいわゆる企業努力として評価することも可能であり、法律上、この余剰金額が当然に返還されるものではないとしている。

5. 判断

以上の監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

本件委託事業における委託費の支出については、本件委託事業の実施に必要な経費として適正に支出されていることから、違法・不当な公金の支出には当たらないと判断する。

6. 意見

監査結果は以上のとおりであるが、福祉保健課に対し、次のとおり意見を述べる。令和4年度より木城町認知症カフェ事業が実施されているが、事業者に対して要綱等の説明が十分にされたとは言い難く、また指導助言等が一部足りていなかったと思われる。今年で3年目を迎えた事業であるが町民にとってはありがたい事業である。今後、高齢者の認知症は増加傾向にあることを考えればこの事業の継続は必要である。今後事業者が増えるように要綱の改正等も含め運営方法を検討し、より町民に受け入れられる事業となることを期待したい。

巨大地震災害の備えは。

答 何度も機会を捉え、啓発していく。



地震の災害対策について

問 防災意識の向上の為、再度防災グッズを配布する考えは。

答 町長

今後も防災に関する講演会・地区での防災出前講座・避難訓練の実施など何度も行っていくことで、町民の防災意識の向上に努めていく。今は、防災グッズを配布する予定はない。

問 町指定避難所開設時の判断・指定緊急避難所での防災備品の備蓄状況について。

答 町長

避難所として、一定期間滞在させることを目的として7箇所、生命の安全確保の目的として8箇所、要配慮者を受け入れる福祉避難所5箇所を指定している。開設場所・時間については、災害の警戒レベル・災害発生予想を踏まえ公民館長始め開設運営の協議を行って判断している。

答 総務財政課長

備品の備蓄場所は、役場他、高城地区防災倉庫、椎木地区防災倉庫、みどりの杜木城学園内体育館横の防災倉庫、中原公民館、川原公民館、石河内公民館、中之又総合福祉センター。指定緊急避難所は、保管場所不足・賞味期限等の維持管理の観点から備蓄は行っていない。大規模災害を想定して必要7品目（食料・飲料水等）を中心に避難者に対する1日分強の備蓄を目標に進めている。

問 南海トラフ地震での本町の被害シュミレーションの想定は。

答 町長

耐震・浸水対策がなされた施設として、第2水源地为岩渕地区に建設中であり、災害に強い施設として利用可能。広報啓発については、行政だけに頼るのではなく、自助・共助に力を入れた取り組みに力を入れて行きたい。

答 総務財政課長

地震の想定震度が7の場合、人的被害死者数約60人、負傷者数約200人、建物被害の全倒壊数約890棟、半倒壊710棟想定されている。

問 木造住宅の耐震化について昭和56年5月以前の建物総数690戸に対して耐震診断終了53戸・耐震改修完了5戸と進まない状況であるが、わが身を守る観点からどう推進していくのか。

答 町長

耐震化が進まない理由は、費用が高く今後子どもたちが利用する予定もない。高齢で、いつ起こるかもしれないことにお金をかけることができないとの意見である。人的被害を減らせる為にも、補助制度の広報活動をもっと実施していく。

問 地震時の圧迫死から命を守る耐震シェルターを昭和56年5月以前の建物に推進する考えは。

答 町長

安心して住むには、建物の耐震化、家具の固定を町民に促す。今後、国・県の補助制度のあり方等検討すべき課題である。

問 災害で家が被害を受けた場合どういう援助があるのか。

答 総務財政課長

国の被災者生活支援制度等がある。又本町でも災害対策基金・木城町暮らしの再生基金この2つを基に復興支援を行っていく。

問 災害発生時、特に高齢者の情報弱者1人1人に寄り添って対応できる相談窓口の人材を今育てていくべきではないか。

答 町長

人材育成は大変重要である。体制づくりに努めていく。町民の方々も自分の命は自分で守る意識が一番重要であるので啓発活動をもっとやっていく。

旧江藤病院保存・利活用について

問 旧江藤病院保存・利活用事業の公募型の審査結果が公表されたが、今後どの様にしていくのか。

答 町長

旧江藤病院の建物は保存し、その上で提案者の内容を踏まえて、ワークショップ等も開催し、町民の意見を吸い上げながらやっていく。

公共施設等における防犯対策（防犯カメラ設置）について。



答 防犯カメラは、優先度の高い場所から設置。

問 消防機庫の防犯対策は。

答 町長

部長会において機庫及び機材の管理について周知徹底している。現在、防犯カメラ設置は検討していない。

問 学校内外には防犯カメラは設置してあるのか。

答 教育長

校舎内には、現在8カ所の防犯カメラが設置してある。各玄関やグラウンドなど屋外の様子を撮影している。外部周辺からの盗難や、子供たちへの不審者からの攻撃など様々な被害を受けることを防ぐ目的である。

将来に向けての町営墓地の対策について

問 現在の町営墓地は、中川原地区に126区画造成されてますが空きがなく又、水害の時浸水区域に指定されております。高台等に造成する計画は。

答 町民課長

地区が管理する民営墓地など、町内全体での墓地の需要は満たされており別の場所に町営墓地を設備する考えはない。

問 町営墓地の抽選条件に遺骨が手元にあり、すぐに墓石を立てる方を条件にする考えはないか。

答 町長

条例改正を踏まえて、今後検討する。

問 民営墓地において、管理、維持等様々な問題が起きている。行政の支援策は。

答 町長

草刈り等はシルバー人材センターの活用をお願いしたい。どうしても対応できない時には町民課に相談していただきたい。



城山公園の景観対策について

問 過去の答弁にて、城山公園を文化公園とすべく遺跡調査を計画するとあったが現状は。

答 教育長

本年度も改めて専門家の意見をいただきポイントを絞り調査を行う。川南町と連携し、調査をして保存していく。又、城山公園は今までの町民に親しまれた大切な公園であるので、特徴を生かし保存、継承を考える。

問 城山公園東側の参道を含め、樹木が成長し景観が悪くなっており、伐採等について前回の一般質問で、所有者、高鍋土木事務所と協議を進めたいとの答弁でしたが現状は。

答 地域政策課長

高鍋土木事務所に確認を行ったが県との協議が必要であり、その後の条件が付されての許可になる。現在、民家があるため慎重に行うべきであり現在のところ伐採の計画はない。

答 町長

樹木の伐採等については、城山公園の公園化を図るためには大きな問題であり所有者との協議は必要。教育課、地域政策課に指示を出していきたい。



高レベル放射性廃棄物持ち込み拒否 条例の必要性を強く訴えたい。

答 自分の考えは述べている。



問 6月議会で、高レベル放射性廃棄物持ち込み拒否条例の必要性について尋ねたが、「木城町環境をよくする条例」・「木城町景観条例」及び「ゼロカーボンシティ宣言」を挙げて、十分と言う認識を持っていると言われたが、佐賀県玄海町の例で判断すると、町長はどこで、条例のどの部分に抵触して木城町は拒否をすることができると考えているのか。

答 町長

持ち込みには反対であり、12月、3月、6月議会で、自分の考えを述べている。

※少子高齢化で人口減少も進むと考えられる。大きな産業もない中で、高レベル放射性廃棄物処理場の問題が起こったことにより、町内外で不安が広がったことは事実だ。町長は、反対しているが、町長が代われば分からない。今後、再びこのような問題が起こらないためにも、高レベル放射性廃棄物持ち込み拒否条例は必要と考える。

巨大地震に対する防災活動・ 災害活動について

問 巨大地震が起これば、町内でも甚大な被害が想定される。台風災害と違った対応が必要では。

答 町長

地震と台風等、災害が複合化している。災害が起こるたびに、振り返りをしている。そうすることで、教訓として被害を減らせる、もしものときの大混乱を回避していくことに繋がる。

問 外国人への周知徹底は。

答 総務財政課長

移住者については、町民同様に日頃から情報提供並びに各種広報手段によって周知していると認識している。転入時には、日本語と英語版のパンフレットを配布している。

問 指定避難場所の収容能力は十分か。

答 総務財政課長

南海トラフ巨大地震の県の被害想定では、厳しい。車中泊等の対応については、各グラウンドの

解放も想定している。今後、最悪のケースも想定した形で、広域避難も検討して行きたい。

問 物資が備蓄してある防災倉庫は十分なのか。

答 総務財政課長

十分満たされていると認識している。

問 行政関係者も殆ど被災すると考えられるが、その中での避難所の開設の対策は。

答 総務財政課長

関係機関、災害関係団体との連携も必要。あらゆる手段と支援協力体制づくりの準備をしっかりと進めていく。

問 災害時の窃盗被害を防ぐための対策は。

答 総務財政課長

警察等様々な機関と連携を密にして、防犯対策に力を入れた体制づくりをとっていきたい。

NHK大河ドラマと高城合戦について

問 2026年放映の大河ドラマは「豊臣兄弟」に決定。弟秀長は、第二次高城合戦で本町にも縁があるが、このチャンスを生かす取り組みは。

答 町長

観光面からのアクションは難しい。秀長は高城合戦の時に来たというだけの人で脚本が決まった時点をお願いしようかと思う。毎回番組の最後に出る緑の地で放映して頂き、木城町をアピールするべきかなと思う。

問 歴史のボランティアガイド養成の考えは。

答 教育長

支援の後押しは大事だと考える。

※木城町は、古くから県内でも重要な場所として栄えてきた歴史があり、これを、次世代に伝えていくことが、私たち現代に生きる者の重要な使命・役割ではないかと考える。

交通弱者の今後の対応は。



答 移動手段の充実に努める。

町民の町外への外出支援について

問 高齢化に伴い運転免許の返納や、若くして身体などに障がいがあり車を運転できないなど、この木城町において交通移動手段というのは、日常生活をしていく上で切り離すことのできない問題だが、交通弱者といわれる方々の今後の対応は現状のままなのか。

答 町長

現状については重々承知をしている。いわゆる交通弱者といわれる方々の交通手段、金融機関、医療機関を回る乗合いタクシーや外出支援サービスを行っている。また、宮崎方面にも、できるだけ負担なくいけるようにバスカードを発行している。

町営バスの運行状況について

問 現在の町営バスは、ほぼ木城学園の児童生徒の送迎バスとなっているようだが、この町営バスをもっと有効に活用すべきではないか。

答 地域政策課長

現在の町営バスについては、町内運行として制限されている。理由は、既存の公共交通機関やタクシー事業者などの共存を図るため地域公共交通会議の中で、町内運行での承認を得ている。したがって、町営バスの運行に関しては慎重に検討をしなければならないと思う。

義務教育学校海外派遣事業について

問 今年度2回目となる海外派遣事業だが、20名の生徒が参加したと聞いている。具体的にどのような研修内容だったのか。

答 町長

今回は、木城学園と台湾の台北市建成国民中学との姉妹校の協定が結ばれたので、充実した交流が継続できるものと期待をしている。

答 教育長

異文化施設と歴史的施設の見学や体験学習、建成国民中学との交流だった。

問 この海外派遣事業をもっと有効な事業として発展させていくためにも、木城産牛肉等の畜産品、有機野菜の販路拡大など今後の台湾交流のビジョンはあるのか。

答 町長

木城の農畜産物や産業面からも経済交流は出来ないものかと今、台湾の陳銘俊総領事に打診をしている。



消防団の功労金の見直しについて

問 消防団員の減少を防ぐためにも功労金の見直しは必要と感じる。功労金の段階的な上乘せや勤続年数30年以上は、1年ごとの功労金上乘せの充実に図るなど、団員確保の対策は。

答 町長

消防団員の確保は喫緊の課題と捉えている。また功労金等の見直しについても行っているところである。国や総務省通達に準じて改善を進めている。

問 災害活動の際に自家用車を使用し、損害に遭った場合。消防団員の災害補償に対するマイカー共済が運用されているが、本町でも共済加入の考えはあるか。

答 総務財政課長

民間損害保険会社による制度運用されているのは確認している。保険金額や補償内容を見極めながら今後検討していく。

畜産・茶農家の持続可能な希望の持てる政策は。

答 生産者の声を聴きながら現状を把握し助成金の復活も含めて検討する。



災害が起きた場合の家庭粗大ごみの集積地対策について

問 池田住宅は築50年以上経っており、耐震もされていない古い住宅だが、現在、住まれている方はいるのか。

答 町長

町第2期公営住宅等長寿命化計画に向けて入居者の移転を進めている。

答 環境整備課長

全ての方が転居先を見つけられており一戸については、家財残置物の片づけをしている。

問 最近は大災害が多く、宮崎県における8月の震度6弱の地震は南海トラフ巨大地震の可能性が高まったとして1週間の警戒指示が出された。また、超大型台風10号は宮崎市など数多くの突風被害を出した。本町でも小丸川が増水し町全体に避難指示があった。近くに民家があるが、災害が起きた場合、池田住宅跡地を仮の家庭粗大ゴミの集積場にする考えは。

答 町長

仮であれば可能である。

答 環境整備課長

令和7年度から解体予定で、補助金を活用するため、解体に2年ほど要する。災害廃棄物の仮置場は重要な課題だと認識している。

答 町民課長

災害廃棄物の仮置場としては山塚運動公園、中原運動公園など10カ所の候補地を考えている。

問 池田住宅跡地には若者の定着を促進する意味で一戸建て住宅を造ってもらいたい。条例を改正して10年後に払い下げる考えはないか。

答 町長

従来の公営住宅と一戸建ての住宅と分譲地、3つの活用の仕方がある。今後の人口減少、社会情勢を見ながら検討していく。

畜産農家および茶農家の所得減少対策について

問 コロナ感染以来、ロシアのウクライナ侵入、国際情勢の悪化、外国為替の影響で資材の高騰、

農産物価格の低迷、近年にない厳しい状況である。本町は若い経営者が安心して経営ができる施策はないか。また畜産農家の減少はWCS（飼料稲）の農畜連携に影響が出てくる。農畜連携は農家とどのくらい契約しているのか。

答 産業振興課長

WCS（飼料稲）については、町内で作付けは54戸、面積で約106ヘクタール。農畜連携は21戸、面積で32.5ヘクタール。

問 畜産農家が減少すると、田畑が荒廃する。守るために助成金の考えはないか。また、茶農家も若い後継者がいる。持続可能な希望の持てる政策はないか。それに伴う助成金の考えはないか。

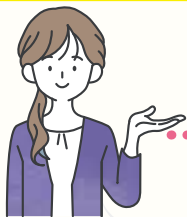
答 町長

一番大きな問題であると思う。WCS（飼料稲）の助成については国から10アールあたり8万円の助成と町から10アールプラス5,000円の助成をしている。農畜連携については増額の検討をしている。お茶農家については、茶応援サポートの事業給付金として3年間行ってきた。生産者の声を聴きながら現況を把握し助成金の復活も含めて検討する。また、国、県にもお願いしている。

WCSは、サイレージ（刈草ロール）として加工する技術の事です。通常、飼料としては稲穂のみを利用することが多いですがWCSでは稲わらも含めて全草を利用するため栄養価の高い資料を得ることが可能になります。



まちの話題



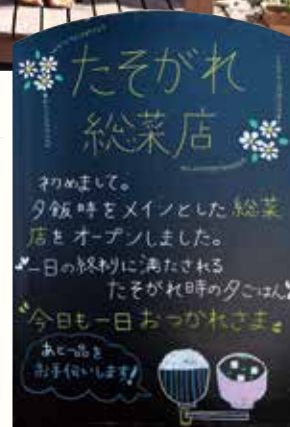
今回は町内に新規開店したお店を紹介します。

【たそがれ総菜店】



たそがれ総菜店 店主：佐々木 真由美さん
 営業時間：15：00～19：00（なくなり次第終了）
 住 所：木城町大字椎木4598-5（重木地区）
 連絡先：090-8622-2553
 ＊今年の10月で丸2年を迎えるお総菜店です。
 オードブルも承ります。

ひとこと：毎日、忙しく仕事されているお母さんの晩ご飯作りのお役に立てればうれしいです。お取り置きもできます。



議会傍聴をしてみませんか！

次の議会定例会は12月です。

定例会の日程、傍聴などについての
 お問い合わせは、議会事務局までお尋ねください。
 TEL0983-32-2213（直通）



議 長 甲斐 政治	発行責任者	委 員 荒川 浩	委 員 矢野 哲也	副委員長 久保富士子	委員長 眞鍋 博	編集委員
--------------	-------	-------------	--------------	---------------	-------------	------

木城町ホームページに議会情報を掲載しています。

本会議情報や、議会のしくみ、
 会議録などをご覧いただけます。

〈URL〉<https://www.town.kijo.lg.jp>



木城町HP



木城町議会HP

議会傍聴メーター

2024年4月議会から議会傍聴に
 来られた人数です。

060